

税務署長

年 月 日 提出

相続開始年月日 令和7年 1月 1日

※申告期限延長日

年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

各人の合計

財産を取得した人

参考として記載している場合

フリガナ
氏名

(被相続人)
横浜花子③

子

参考

個人番号又は法人番号

↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄としここから記入してください。

生 年 月 日

昭和37年 1月 1日 (年齢 63歳)

昭和62年 1月 1日 (年齢 38歳)

住 所
(電 話 番 号)

〒 (- -)

被相続人との続柄 職 業

長男

取 得 原 因

該当する取得原因を○で囲みます。

(相続)・遺贈・相続時精算課税に係る贈与

※ 整 理 番 号

課税価格の計算
取得財産の価額 (第11表2③) ①

4 5 8 4 4 8 0 0 0 0

2 3 3 7 2 4 0 0 0 0

相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑧) ②

債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦) ③

2 0 0 0 0 0 0 0 0 0

1 0 0 0 0 0 0 0 0 0

純資産価額(①+②-③) (赤字のときは0) ④

2 5 8 4 4 8 0 0 0 0

1 3 3 7 2 4 0 0 0 0

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④) ⑤

課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て) ⑥

2 5 8 4 4 8 0 0 0 0

1 3 3 7 2 4 0 0 0 0

法定相続人の数 遺産に係る基礎控除額

2 人 4 2 0 0 0 0 0 0

左の欄には、第2表の②欄の㊸の人数及び㊹の金額を記入します。

相続税の総額 ⑦

1 2 5 4 3 6 4 0 0 0

左の欄には、第2表の⑧欄の金額を記入します。

一般の場合 (㊿の場合を除く) ⑧

1 . 0 0

0 5 1 7 4 1 1 6 2 6 3 2

算出税額 (㊿×各人の㊾) ⑨

1 2 5 4 3 6 3 9 9 9

6 4 9 0 2 2 5 1 7

農地等納税額の適用を受ける場合 (第3表) ⑩

相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑥) ⑪

暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表の2㊻) ⑫

配偶者の税額軽減額 (第5表㊼又は㊽) ⑬

㊾・㊿以外の税額控除額 (第8の8表1⑤) ⑭

計 ⑮

差引税額 (㊿+⑮-⑫)又は(㊿+⑮-⑫) (赤字のときは0) ⑯

1 2 5 4 3 6 3 9 9 9

6 4 9 0 2 2 5 1 7

相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表1⑨) ⑰

0 0

0 0

医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B) ⑱

小計 (⑯-⑰-⑱) (黒字のときは100円未満切捨て) ⑲

1 2 5 4 3 6 3 9 0 0

6 4 9 0 2 2 5 0 0

納税猶予税額 (第8の8表2⑧) ⑳

0 0

0 0

申告納税額 (⑲-㉑) ㉒

1 2 5 4 3 6 3 9 0 0

6 4 9 0 2 2 5 0 0

申告期限までに納付すべき税額 ㉑

1 2 5 4 3 6 3 9 0 0

6 4 9 0 2 2 5 0 0

還付される税額 ㉒

△

△

この申告書の修正前の小計 ㉓

納税猶予税額 ㉔

0 0

0 0

申告納税額 (還付の場合は、頭に△を記載) ㉕

小計の増加額 (⑲-㉕) ㉖

この申告書により納付すべき税額又は還付される税額(還付の場合は、頭に△を記載) (㉕又は㉖)-㉗

申告区分 年分 グループ番号 補完番号

補完番号

名簿番号

申告年月日

関与区分 書面添付 検査

管理補完 確認

第1表(令和6年1月分以降用)

注 ⑩欄の金額が赤字となる場合は、⑩欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑩欄の金額のうち贈与税の外国税額控除額(第11の2表1⑩)があるときは、⑩欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

税務署 信付印
通日付印
年月日
(確認)

税務署受付印

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。また、申告書と添付資料を一緒にとじないでください。

※の項目は記入する必要があります。